



みのる法律事務所便り  
第 2 7 4 号  
平成 2 5 年 2 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

## その言葉は、どんな意味？ (第2弾)



前号 (第 2 7 3 号) で「その言葉は、どんな意味？」を書いたところ、意外にも好評でした。何人かの方から、「わかりやすい」と言っていただきました。すぐ調子に乗るのが私の癖です。性分でしょうか。今回も調子に乗りました。「その言葉は、どんな意味？」第 2 弾を書くことにしました。

### 1. 「平等」とは、どんな意味でしょうか。



憲法第 1 4 条第 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と書いています。

「平等」とは、「みんな同じで差別のないこと」と、角川必携国語辞典には書かれています。普通は「平等」と言えば、「みんな同じ」とか、「差別がない」という意味だと考えていると思います。私も、平等とはそのような意味だと思っています。

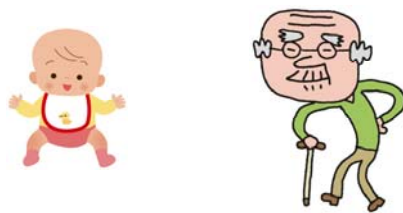
しかし、身の回りを見回してみますと、本当にみんな同じでしょうか。差別はないのでしょうか。

赤ちゃんと一人前に成長した大人は、同じでしょうか。寝たきり老人と健常者は、同じでしょうか。男性と女性は、同じでしょうか。収入の多い人と少ない人は、同じでしょうか。背の高い人と低い人は、同じでしょうか。足の速い人と遅

黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800  
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~送料無料~

い人は、同じでしょうか。現実の世の中では、みんな同じとは言えないことがたくさんあります。ですから、「みんな同じ」でないことは、誰だってわかっています。



女の人には産休があります。男の人にはありません。老人の医療費は、若い人に比べて安くなっています。収入の少ない人は、生活保護を受けることができます。収入の多い人は、生活保護を受けられないのみならず、高い税金を納めなければなりません。

ですから、現実にはみんな同じではなく、差別があるということは誰でもわかっています。

それにもかかわらず、「みんな同じで差別がない」というのは、どういうことなのでしょう。平等というの、どこの部分を言うのでしょうか。

私は、「**幸福な人生を全うしたいという権利**」が**基本的人権**であると述べましたが、この「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権においては、みんな同じで差別がないという意味だと理解しています。

このレベルにおいては、国民は誰もが平等なのです。国民のみならず、人間は外国人であっても、「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権が保障されなければならないという点においては、平等だと思います。

憲法上、「国民は平等」と謳<sup>うた</sup>っています。憲法は、国と国民の関係を定める基本法ですから、国は国民に対し、「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権を保障しなければなりません。ですから、収入のない人でも、「幸福に生きる権利」を保障しなければならないのです。

「おまえは寝たきりだから仕方がないんだ」とか、「おまえは収入がないんだから仕方がないんだ」と言って、寝たきり老人や生活苦で苦しんでいる人を見捨てるようなことはできないのです。国は、そのような人達の「幸福な人生を全うしたい」という権利を、満足させてやらなければならないのです。それが、国の責任なのです。

約2500年前にお釈迦様は、「命の尊さにおいては、どの人間も同じだ」と言われたとのこと。のみならず、「命あるものは、命の大事さという点において、人間に限らず動物も同じだ」と言われたそうです。平等の思想は、少なくとも2500年前にもあったわけです。

お釈迦様の時代には、現在のように近代国家ではありませんので、憲法で国民の基本的人権を平等に保障するということはなかったのではないのでしょうか。ですが、その思想は、2500年前でも今と変わらないレベルに達していたのではないのでしょうか。今よりもっと深い気さえします。



身の回りを見つめると、誰もがみんな同じだということはありません。差別がないとも言えません。むしろ、一人一人違っており、「同じだ」などということはありません。収入も違えば、納める税金も違います。差別だらけの現実です。

それにもかかわらず、「平等だ」という意味は、「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権を尊重するという意味では、みんな同じで、差別はないのです。国は、「幸福な人生を全うしたい」という国民一人一人の権利を保障しなければならないのです。

幼児と大人、寝たきり老人と健常者、男と女、能力のある人とない人、収入の多い人と少ない人がみんな同じであり、差別がないということには無理があります。同じでないこと、差別があることを認め、そのみんな同じではない、**差別があるという現実を前提にした上で、「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権においては、みんな同じで差別がない、つまり、平等に取り扱うということが必要であり、それは国の責任ということになります。**

蛇足になりますが、小中学校の運動会で、事前にタイムを測り、同じ位のタイムの生徒を一緒に走らせるというやり方をしているのを目にします。「これが平等なやり方だ」と考えるのは、いかがなものでしょうか。勉強のできる子もいます。運動能力の高い子もいます。それが現実です。そのような現実の中で、「本当の平等はどこにあるか」を見つけるのが教育ではないのでしょうか。形式的に平等を語っては、おかしなことにならないのでしょうか。



国だけに限らず、国民と国民の間においてもみんな同じではなく、差別がある現実を直視した上で、誰もが持っている「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権は、みんな同じで差別がないということ意識し、それを尊重するように行動しなければならないということになるのではないのでしょうか。

このように解釈しないと、みんな同じではなく、差別があるという現実の下で、平等ということの意味を理解することはできなくなってしまいます。

## 2. 「自由」とは、どんな意味でしょうか。



憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と書いています。

更に、憲法は第19条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第20条に「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」、第21条に「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、第22条に「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」、第23条に「学問の自由は、これを保障する」と書いてあります。

自由とは、「他から何らかの条件をつけられることがないこと」と、角川必携国語辞典には書いてあります。広辞苑には、「思う通り」とか、「自在」とか、「束縛、強制などがないこと」と書いてあります。自由と言えば、私達もほぼそのように考えているのではないのでしょうか。私も、自由とは「他から何らかの条件をつけられることがない」とか、「束縛、強制がないこと」と考えています。

しかし、現実はどうでしょうか。「職業選択の自由」とありますが、本当に自由でしょうか。「弁護士になりたい」と思っても、なれない人も多くいます。それは、弁護士になるためには、司法試験に合格しなければならないからです。その司法試験に合格する人は、私達の頃には50人に1人とか、60人に1人と言われていました。誰でもなれるというものではないのです。医者になりたいと思

っても、なれない人が多くいます。医師試験に合格しなければならないのです。つまり、現実には厳しい条件をつけられたり、束縛されたりしているのです。

このような条件をつけられたり、束縛、強制されている現実と、憲法が保障する自由とは、どのような関係にあるのでしょうか。つまり、憲法は「自由を保障する」と述べていますが、現実には、前述のように弁護士になりたくても、誰もが自由になれるものではありません。医者になりたくても、誰もが自由になれるものではありません。この現実には、誰だって理解し、受け入れております。

そうしますと、憲法第22条が保障している「職業選択の自由」とは、どのような意味なのでしょう。口先だけの<sup>いつわ</sup>偽りの自由ということになるのでしょうか。

「平等」のところでも述べましたが、現実には、みんな同じとか、差別がないということはありません。そのような現実を前提にして、しかし「幸福な人生を全うしたい」という基本的人権においては、平等でなければならないという理想を掲げ、国は国民にそれを保障しなければならない、としたものなのです。

ですから、「自由」も、「幸福な人生を全うしたい」という点については、他から何らかの条件をつけられたり、束縛、強制されないということだと理解しなければならないと思います。「弁護士になりたい」とか、「医者になりたい」とかの希望においては、他から束縛、強制されることがないということになります。ですから、誰だって「弁護士になろう」とか、「医者になろう」と考え、それに向かって進むことは自由なのです。

しかし、弁護士や医者になるための資格試験に合格しなければならないというのが現実です。これはなぜでしょうか。資格のない者が、人の大事な財産や権利について取り扱う仕事をしますと、依頼者（クライアント）に取り返しのつかない損害を与えることになりかねないことがあります。資格のない者が手術などしますと、患者（クライアント）の命を奪ってしまうこともあります。これでは、クライアントの財産や権利、患者の命が守られないことになりかねません。

弁護士を目指すことも、医者を目指すことも、憲法は「職業選択の自由」として、束縛、強制はしません。しかし、他の人の命や財産や権利を侵害することになりかねないという場合には、束縛、制限をしなければならないことが出てきます。ですから、弁護士や医者になるためには、司法試験や医師試験に合格しなけ



ればならないという条件や制限をつけなければならないこととなります。



前に述べましたが、「国民に保障する自由及び権利は、公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」（憲法第12条）とか、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」（憲法13条）の「公共の福祉」とは、「**他の人権に反しない限り**」という意味であると理解すべきだ、と私は考えています。

つまり、国民の自由も、他の人権を侵害しない限りは保障されるというものであり、絶対的に自由だというものではないと思います。弁護士になりたい、医者になりたいという自由は保障されています。その点では、絶対的自由です。しかし、他の人権を侵害することになるかもしれないということになると、制限を伴うことがあります。その場面になりますと、資格試験に合格するなどの条件をクリアしなければならないという「条件つき自由」ということになることもやむを得ないのです。

「平等」とか「自由」とか言いますが、「現実には、平等ではなく自由でもない」と子供の頃から感じてきました。弁護士になって40年以上も法律に関わって生活をさせてもらってきましたが、この疑問は解決しないまま放置しておりました。

去る2月15日（金）、**岩手県立一関第一高等学校附属中学校**で講演する機会を頂戴しました。この機会に、この疑問をどう解決したらよいか、考えてみることにしました。

日常生活の多くの場面は、法の末端部分によって規制されていると思います。日常生活において、法の根本的部分が問題となることはあまりないと思います。つまり、日常生活において、平等そのものが問題になったり、自由そのものが問題になったりすることは少ない気がします。日常生活において法的問題が出るのは、離婚原因があるかとか、損害賠償請求権があるかなどという形です。現実生活においては、ある人の人権と他の人の人権が衝突することが多く、それを調整するために、皆同じに取り扱うことができないことも出てきます。収入の多い人

と少ない人を差別しなければならない場合も出てきます。資格がなければできない仕事も出てきます。そうしなければ却って不平等になったり、他の人権を侵すことになったりするからです。法の末端部分が適用される現実生活においては、合理的な範囲で平等や自由が制限されることもやむを得ないことだと思います。

しかし、法のより根本的なところにおいては、平等と自由は保障されなければならず、憲法は、法の根本的部分においては平等と自由を保障しているのです。法の根本的部分というのは「基本的人権の保障」です。つまり、「誰もが幸せに生きる権利がある」というものです。この点においては、何らの制限もなく、平等であり、自由なのです。

このように、法の根本的部分と末端的部分とに分けて考えれば、末端部分の不平等や不自由な現実と、憲法が掲げている平等と自由という理想とは、矛盾しないものであることが理解できるのではないのでしょうか。

「憲法の平等、自由という理想と、不平等、不自由という現実とは、どのように整合するのか」という疑問は、このように考えれば解決できるのではなかろうか、と気がつきました。しかし、果たしてそのような考えが正しいものかどうか、全く自信はありません。どなたか、「こう考えるべきだ」というご意見がありましたら、是非お教え下さるようお願いいたします。

このように考えると、「基本的人権」と「公共の福祉」の関係についても、合理的説明が可能となりそうな気がします。つまり、平等と自由は「基本的人権」として保障されていますが、他の基本的人権を侵害するような場合には、平等も自由もその限りで制限されるということを、「公共の福祉」という言葉で、憲法は述べているのではないのでしょうか。

ですから、前回「公共の福祉」の意味をどのように理解すべきかという問題提起をしましたが、「公共の福祉とは、他の人権を侵害しない」と理解するのが正しい気がします。いかがでしょうか。

日本国憲法は、究極の価値を「基本的人権の尊重」に置いていますので、「基本的人権を制約できるものは、基本的人権だけ」と考えるべきだと思います。それは、鉱物の中で最も硬度が高いのはダイヤモンドであり、そのダイヤモンドを研磨できるのはダイヤモンドであるということと、同じではないのでしょうか。



## 『インスリン注射と低血糖症状』



平成25年（2013年）2月22日に、『患者とその妻の腎臓病体験記 第2巻 こんな症状が出た』を発売できました。この事務所便り『的外』をお読み下さっている皆様には、1冊ずつ謹呈させていただきます。この事務所便りと一緒にお送りいたしますので、お時間のお許しになる時にお目を通していただければ幸甚です。

ただ、この第2巻には、インスリン注射の副作用として、インスリン注射を受けている方であれば誰にでも出現する低血糖症状について述べておりません。それは、第3巻の『薬物療法』において薬物の副作用の一つとして述べることにしていましたので、この第2巻では述べていません。

しかし、インスリン注射による低血糖症状は、インスリン注射を受けている人であればほとんど例外なく出る症状であり、気になるものです。第3巻の原稿は、すでに三陸印刷株式会社さんにお渡ししてあります。しかし、第3巻が発刊されるのは4月以降になってしまいますので、第3巻『薬物療法』の第4段「薬の副作用」の（1）インスリン注射と低血糖症状の項を、この事務所便りで先に紹介しておくことにします。低血糖症状で悩んでいる方は勿論、そのような方と接する機会がある方は、是非お目を通して下さい。

またまた厚かましいお願いで誠に恐縮ですが、念のため購買申込用紙を同封させていただきますので、興味のある方はそちらをご利用いただければ幸甚です。

\*\*\*\*\*

### 第4段 薬の副作用 （1）インスリン注射と低血糖症状

「どんな薬にも副作用はある」と、どのドクターも言われます。副作用とは、「薬が、病気を治療する一方で、体に及ぼしてしまう害」だそうです。どの薬に



どのような副作用があるかは、私達には詳しいことはわかりません。

私達にもはっきりわかった副作用の第1は、インスリン注射により低血糖症状が出るということです。夫は、これまでそのことを何度も経験しています。妻は、それを間近で見してきました。

低血糖症状が出るのは、インスリン注射の量、直前の食事内容、運動量、仕事の内容等、いろいろな要素が複合して出るように思われますが、インスリン注射は、間違いなく低血糖症状を副作用として発症させる重要なファクター（要素）だと思います。

これは、体験した夫は勿論のこと、夫を支えてきた妻の目にもはっきりわかりました。インスリン注射を打っている方なら、多くの方が低血糖症状を体験していると思います。薬の副作用の代表とも思えるものだと思います。

前段で述べましたが、インスリン注射は血糖値を下げる劇的な効果がありました。しかし、時には効き過ぎて低血糖症状を引き起こすこともあります。低血糖症状は、他のファクターと複合して発症するものだと思いますが、インスリン注射はそのファクターの中でも重要なものだと思います。

夫に低血糖症状が出た時のことを思い出してみたいと思います。インスリン注射を打っている人なら誰もが経験していると思いますが、体験のない方には「そういうものなのか」という感じでしょうが、何かの参考になりそうな気がするのです。

夫は、平成17年（2005年）7月19日から出浦先生が指導して下さる「食事療法で透析を遅らせる」という療法に入りました。その頃は、前医からの引き継ぎで、インスリン注射を朝夕各10単位ずつ、打っていました。

初診時に、先生から「千田さんは、まず減量が必要だ」と言われました。私達は、すぐにエネルギー制限とウォーキングを始めました。自分達にもやれる部分があることを知り、私達は燃えました。食事療法と運動療法を、前向きに、厳しくも楽しくやり始めました。

体重は順調に下がり始めました。それにつれて、いろいろな検査結果が改善されました。クレアチニン値も尿素窒素値（<sup>ビニユーエヌ</sup>BUN）も下がりました。それでも、インスリン注射はそれまでと同じ量を打っていました。



夫には空腹感はありましたが、燃えていましたので、気になりませんでした。妻は、エネルギー制限食を調理することに一生懸命でした。私達は、低血糖症状など全く気になりませんでした。

「食事療法で透析を遅らせる」という療法に入って、約2か月後の平成17年（2005年）9月20日に出浦先生の診察を受けました。午前8時に先生が出張して下さっている永仁会病院（宮城県大崎市、理事長・宮下英士先生）に入り、採血・採尿をしました。

その検査結果が出た午前9時頃から先生の診察を受けました。クレアチニン値も尿素窒素値も下がっていました。体重も、治療開始時より4～5kg位減っていました。先生からは、「順調です。この調子で頑張ってください」と言われ、有頂天になりました。

ただ、夫は先生の診察を受けている最中に目がチカチカし、手が震え、腕に脱力感を感じました。「何かおかしい」という気持ちはあったのですが、検査結果が良かったのと、先生に「順調です」と言われたことで気分が良くなり、あまり気になりませんでした。

夫は、先生に直面していると、知らず知らず緊張してしまいます。その緊張感もあったのだと思います。目のチカチカも、手の震えも、腕の脱力感も、あまり気になりませんでした。

先生にお会いしている間は緊張感であまり感じなかったのですが、診察が終わった途端に緊張が解けました。目のチカチカ、手の震え、腕の脱力感が気になり出しました。夫は、検査のために朝食を摂っていませんでしたので、酷い空腹感を感じました。車に戻るや、チョコレートを食べ、すぐに持参していた弁当を食べました。

弁当を食べた後も、手の震えや腕の脱力感が続いていました。血糖値を測る道具を持参していましたので、食後でしたが、念のため血糖値を測ってみました。

「38 mg/dl」しかありませんでした。

空腹時の基準値は70～110 mg/dl ですから、明らかに低血糖状態です。ですが、「チョコレートや弁当を食べたので、そのうち血糖値は戻るだろう」と思っていました。

東北自動車道を走り、自宅に向かいました。途中、高速のサービスエリアで、



たまたま妻が入院中でしたので、同行してくれていた娘と車を運転してくれていた事務局が朝食兼昼食を摂りました。

夫は、先に持参した弁当を食べていましたので、コーヒーだけ頼みました。夫は、テーブルに着くやウトウトし始め、コーヒーが運ばれてくる前に眠ってしまいました。

まずコーヒーが運ばれてきたのですが、夫はそれに手もつけずに、眠り込んでしまいました。夫には、コーヒーが運ばれてきたことも記憶にありません。娘と事務局は、「疲れたんだね」と話し合ったそうです。夫は、二人が食事を終えるまで眠り続けました。

娘と事務局が食事を終えた後、車に戻りました。娘に起こされた夫は、何とか車までは歩いて辿り着きましたが、車に戻るとすぐにまた眠ってしまいました。家に着くまでの間、約1時間ほどぐっすり眠り込んでしまいました。家に着くとベッドにもぐり込み、2時間ほど眠りました。

「インスリン療法を続けていると、どうしても低血糖の危険は避けられません」と書いてある本を見ました。夫は、平成15年（2003年）1月からインスリン注射を打ち始めました。確かに、何度も低血糖症状が出ました。その症状は、夫の場合は主に冷や汗、手の震え、腕の脱力感でした。

本には、①冷や汗、②手の震え、③動悸の三つが低血糖の「初期の三大症状」と書いてありました。夫の場合は、特に手の震えと腕の脱力感が出現することが多く、その症状が低血糖症状としては印象的です。それで低血糖症状が自覚できました。その前に空腹感を感じるが多かったような気がします。

夫は、動悸はほとんど気づきませんでした。多くの場合は、手の震えと腕の脱力感で低血糖状態であることがわかりました。冷や汗が出ることもありましたが、あまり多くはありませんでした。動悸はほとんど記憶にありません。

低血糖症状が出る前に、空腹感を覚えることは多くありました。夫の場合は、机に向かい書き物に集中したり、クライアントや事務局と夢中になって打ち合わせなどしている時に、低血糖症状が出ることが多くありました。つまり、集中的に脳を使っているという時に低血糖症状が出たような印象があります。

眠り込んでしまうということは、平成17年（2005年）9月20日の体験以外には、その前にもその後にもありません。この体験は、幸いにも1回だけでした。

「低血糖で昏睡することは、命を失いかねない危険な状態」だそうです。本によると、「低血糖がひどくなると、昏睡状態になることがある」と書いてあります。これを「低血糖性昏睡」と呼ぶそうです。

このときの夫は、低血糖性昏睡になりかかっていたのかもしれませんが、しかし、夫は気分が悪かったという記憶はありません。気持ち良く眠ったという記憶があるだけです。ですが、危険な状態になっていたのかもしれませんが。

手の震え、腕の脱力感は、インスリン注射を始めて間もない頃から割と頻繁にありました。最初のうちは、「心臓に異常があるのでは」とか、「脳の血管が詰まったのではないか」などと思い、不安でした。何回か経験していると、「また低血糖症状が出ているな」とすぐ気がつくようになりました。

気がついたら、砂糖を舐めたり、砂糖水を飲んだりします。砂糖が手元にはないときは、飴玉を舐めたりします。今でも、車のダッシュボードや鞆に飴玉数個を入れてあります。

低血糖症状が出るときは、空腹感を覚えることがほとんどですので、砂糖を舐めたりした後、ご飯やパンや麺類などを食べます。緊急のため、カバンの中にはクッキーなどを入れてあります。

糖分を補給し、食べたり飲んだりし、安静にしていれば、夫の場合は低血糖症状が治まることがほとんどでした。低血糖症状が出ても慌てる必要はないと思います。ただ、インスリン注射を打っている人は、低血糖症状に備えて準備しておくことが大事だと思います。

経験を重ねますと、低血糖症状の前兆に気がつくようになります。それは、空腹感とわずかな手の震え、脱力感です。そこで手を打てば、回復は早くなります。ここでも「早期発見、早期治療」が大事だと思います。

私達にはっきりとわかった薬の副作用の代表が、インスリン注射による低血糖症状の出現でした。この副作用は、インスリン注射を打っている人なら誰でも体験することだと思います。

コーヒーを 前にしたまま 居眠りす

血糖測れば 38の低血糖

平成17年9月20日

あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

